

知的障害者旅客運賃割引規程

平成 3年12月 1日制定

平成11年 5月20日改正

平成16年 4月 1日改正

(適用範囲)

第 1 条 この規程は、知的障害者が単独で乗車する場合または介護者とともに列車を利用する場合に適用する。

(知的障害者)

第 2 条 この規程において「知的障害者」とは、療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に規定する知的障害者療育手帳の交付を受けている者をいう。

2 前項の知的障害者を、次に掲げるA類知的障害者及びB類知的障害者に分ける。

(1) 「A類知的障害者」とは、次に掲げる者及びこれよりも重度の者をいう。

ア 知能指数がおおむね35以下の者であって、日常生活において常時介護を要する程度のもの。

(注) 日常生活において常時介護を要する程度のものとは、次のいずれかに該当するものであることとされている。

- ・日常生活における基本的動作（食事、排泄、入浴、洗面、着脱衣等）が困難であって、個別的指導及び介護を必要とする者
- ・失禁、異食、興奮、多寡動その他の問題行為を有し、常時注意と指導を必要とする者。

イ 肢体不自由、盲、ろうあ等の障害を有し、知能指数がおおむね50以下の者であって、日常生活において常時介護を要する程度のもの。

(注) 知能指数が50以下とされている肢体不自由、盲、ろうあ等の障害を有する者の身体障害の程度は、知的障害者福祉法に基づく障害等級が1級、2級又は3級に該当するものとされている。

(2) 「第2種知的障害者」とは、(1)以外の者をいう。

(介護者)

第 3 条 知的障害者がA類知的障害者及び12才未満のB類知的障害者であるときは、知的障害者一人に対して一人の介護者をつけることができる。

2 前項の介護者は鉄道係員が介護能力があると認められる者であって、その購入する乗車券の種類、乗車区間及び通用期間が知的障害者と同一で知的障害者の乗車券と同時に購入するものでなければならない。

(割引乗車券の種類)

第 4 条 知的障害者に対して割引の取扱をする乗車券の種類は普通乗車券、定期乗車券、カード乗車券とし、知的障害者またはA類知的障害者及び12才未満のB類知的障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する。

2 介護者に対して割引の取扱をする乗車券の種類は、前項の規定により知的障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する乗車券と同一とする。ただし、知的障害者に対して通勤定期乗車券又は通学定期乗車券を発売する場合であっても介護者に対して発売する定期乗車券は通勤定期乗車券に限るものとする。

(注) 介護者が、通学定期乗車券の使用資格者であっても介護者に対しては通学定期乗車券を発売しない。

(割引区間)

第 5 条 割引区間は各駅相互間とする。

(割引率)

第 6 条 知的障害者及び介護者に対する割引率は5割とする。ただし、小児定期乗車券に対しては、旅客運賃の割引をしない。

(割引乗車券の購入申込)

第 7 条 知的障害者が割引乗車券を購入する場合は、療育手帳を発売箇所に呈示し、口頭又は適宜な申込書をもって必要な乗車券の申込みをしなければならない。

2 療育手帳の様式は次のとおりとする。

(表紙)

療 育 手 帳

〇〇〇県（市）

写真(縦4cm、横3cmで脱帽して上半身を写したもの)

第 号

平成 年 月 日 交付

氏 名

明 治

大 正

昭 和

平 成

年 月 日 生

〇〇〇県（市）

— (1) —

印

本 人			
制別	住 所		
男 女			
第一種、第二種知的障害者			
保 護 者			
氏 名	続 柄	職 業	電 話
住 所			

— (2) —

5 この手帳の判定例の「A」「B」の記号は、障害の程度を示すもので、「A」は重度、「B」はそれ以外を意味します。

6 電車、バス、飛行機等の交通機関を割引運賃で使うときには、切符を買うときにこの手帳を提示するとともに、乗車中もかならずこの手帳をおもち下さい。

7 手帳を使えなくなることがありますので判定の記帳欄に記述された「次の判定年月」までに児童相談所又は知的障害者更生相談所の判定を受けて下さい。

— (1 7) —

(注) 療育手帳は知的障害者に対して、厚生省の通知に基づく都道府県又は政令都市の長から交付されている。

(介護者の同行)

第 8 条 第 3 条第 2 項に規定するところにより、購入した乗車券は知的障害者とその介護者とが同一の列車により乗車する場合に限って有効とする。

(割引乗車券の旅客運賃払い戻し及び乗車変更)

第 9 条 第 3 条第 2 項に規定するところにより購入した乗車券の旅客運賃払い戻し並びに乗越、方向変更及び経路変更は、知的障害者に対する乗車券とその介護者がともに行う場合でなければ取扱をしない。

(療育者手帳の携帯)

第 10 条 知的障害者は、乗降の際及び乗車中は療育手帳を携帯して、鉄道係員の請求があった時は、いつでも呈示しなければならない。

(その他の取扱)

第 11 条 本規定以外のその他の取扱については、旅客運送に関する一般の規定による。